

「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」

普及・啓発活動の一覧

令和6年3月末時点

別添「3年目レビュー行動計画実施状況一覧」に関し、人権デュー・ディリジェンス普及に関する施策（番号58）のうち、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の普及・啓発に係る各関係府省庁の取組状況を以下のとおり報告する。

（補足）

○定数的な報告が可能な活動については、【 】内に数値を記載している。

○【 】の対象団体数は、当該省庁が直接働きかけを行った団体数を指す。これら団体を通じて周知する先の裨益者数については集計が困難であり、報告の対象外とする。

（内閣府）

- ◆ 公益法人（約9,700法人）に対し、メールマガジンにより、ガイドラインの周知を実施
- ◆ NPO法人を所轄する67所轄庁（都道府県・政令市）へのメール等を通じて、NPO法人への周知を実施

（警察庁）

- ◆ 所管する交通安全団体やアミューズメント業、警備業等の業界団体に、会員企業への「人権DDガイドライン」の周知やセミナーの案内を依頼【周知/対象団体：47団体】

（金融庁）

- ◆ 令和6年2月に開催された「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための取組支援セミナー」について、経済産業省からの依頼に基づき所管団体（計72団体）へ周知を実施

（消費者庁）

- ◆ 消費者庁では、「消費者が、人権尊重といった社会的課題に取り組む事業者を応援するような消費活動を行うこと」、すなわち「エシカル消費」を推進しており、消費者において人権尊重に取り組む事業者の商品・サービスがより選択されるよう、消費者団体を中心に本ガイドラインを周知【メール周知／延べ対象団体数：26団体】

(総務省)

- ◆ 放送事業分野、通信事業分野、郵政事業分野における業界団体や、消防関係団体を含めた計 55 団体を通じ、その会員事業者等に対してガイドラインの周知を実施【周知／延べ対象団体数 55 団体】

(法務省)

- ◆ 日本司法支援センター（法テラス）に対し、行動計画の周知を図っている。【メール周知／対象団体数：対象団体数：1 か所】
- ◆ 人権擁護機関において、企業向けの人権研修や人権セミナー等の実施に資するよう、全国の 311 か所の法務局、全国人権擁護委員連合会、公益財団法人人権教育啓発推進センター等に対し、ガイドラインの周知等を行っている。【メール周知対象団体数：313 団体】

(外務省)

- ◆ 2023 年 11 月、ベトナム、カンボジア、バングラデシュにおいてオンラインセミナーを開催し、日本企業や日本企業の進出先国の取引先企業に向けて人権デュー・ディリジェンスの実施に関する情報提供【主催する海外セミナーにおける周知／延べ対象人数：374 人】
- ◆ 2023 年 12 月・2024 年 1 月、名古屋、横浜、大阪において対面セミナーを開催し、日本企業に向けて、人権デュー・ディリジェンスの実施に関する情報提供【主催する国内セミナーにおける周知／延べ対象人数：174 人】
- ◆ 国連開発計画（UNDP）への拠出を通じた、2023 年度案件として、対象 14 か国におけるサプライチェーン上の人権課題調査や企業への人権デュー・ディリジェンス研修の実施、対象 9 か国の政府への行動計画策定・実施を支援するとともに、ガイドラインを紹介【支援する国際機関事業の海外セミナーにおける周知／延べ対象社数：669 社】
- ◆ 2023 年 2 月に開催された第 55 回人権理事会ハイレベルセグメントにおけるステートメントの働きかけを通じて、国際社会に向けてガイドラインを発信。

(財務省)

- ◆ 財務省所管の計 25 の団体等に対してガイドラインに係るセミナーの開催について周知【周知／延べ対象団体数：25 団体】
- ◆ 財務省ウェブサイト、「ビジネスと人権」に関する行動計画や人権 DD ガイドラインについて掲載

（文部科学省）

- ◆ ガイドラインのセミナーを、所管の独立行政法人、研究開発法人、国立大学法人、学校法人及び関係団体などに向け周知・情報提供を実施し、これにより人権デュー・ディリジェンスの啓発に寄与【メール周知/延べ対象団体数：922 団体】

（厚生労働省）

- ◆ 人権デュー・ディリジェンス・ガイドラインの策定後、42 の所管業界団体、都道府県労働局、全国社会保険労務士会連合会、年金積立金管理運用独立行政法人、外国人技能実習機構の他、出入国在留管理庁、厚生労働省、外国人技能実習機構より、メーリングリストに登録されている実習実施者及び監理団体に向けてガイドラインの周知をするとともに、経済産業省が全国で開催したガイドラインに関するセミナーについても周知を行った。
- ◆ 厚生労働省の対応する労働関係の国際会議等でも、機会をとらえて日本のビジネスと人権に関する取組事例としてガイドラインの策定等について共有している。

（農林水産省）

- ◆ 2023 年 10 月、特定技能制度のセミナー（飲食料品製造業及び外食業分野の受入れ企業向け）において特別講座「企業に求められる取り組み～ビジネスと人権～」を実施【オンライン参加者 782 名】
- ◆ 2023 年 12 月、政府ガイドラインで示された内容について、食品産業（主に食品製造業）において実際に取り組めるように、農林水産省において「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」を取りまとめ、公表・周知【周知団体数 430 団体】
- ◆ 2024 年 2 月、食品企業における人権尊重の取組をより推進するためのセミナーを国内 3 箇所（東京、大阪、福岡）でオンライン併用にて開催【参加者数延べ 367 人】

（経済産業省）

- ◆ 2023 年 4 月、中小企業をはじめとするこれまで人権尊重の取組を本格的に行ったことのない企業がガイドラインに従って人権尊重の取組を進めていく際の後押しとなる資料として、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」を策定・公表した。
- ◆ 所管業界団体等に対し、ガイドライン及び実務参照資料の周知を実施。【周知団体数：991 団体】
- ◆ ガイドライン・実務参照資料周知のため、東京、名古屋、大阪で、企業の人権の取組を後押しするセミナーを実施したほか、中小企業向けセミナーも実施し、産業界の意識向上・取組の促進を図った。【セミナー参加者数：延べ 2826 人】

- ◆ 昨年度に引き続き、要請に応じて業界団体等においても講演を行うとともに、ガイドラインの概要を示すパンフレットの配布を行った。

(国土交通省)

- ◆ 「人権ガイドライン」について計 211 の国交省所管団体を通じ関係企業に周知【周知／延べ対象団体数：211 団体】
- ◆ 所管団体企業が出席する会合でのガイドラインの紹介
- ◆ 所管団体企業 HP へのリンク先の掲載依頼
- ◆ 経済産業省主催のセミナーへの参加促進
- ◆ 国交省 HP において情報の発信

(防衛省)

- ◆ 防衛装備品関連団体（計 4 団体：一般社団法人日本防衛装備工業会、一般社団法人日本造船工業会、一般社団法人日本航空宇宙工業会、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構）に対し、行動計画及びガイドラインの周知を行った。また、併せて各工業会に対し、傘下会員企業への周知を依頼した。【メール周知延べ対象・団体数：約 200 社】